田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上 次

◇規 則 ページ ○ 北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則【子ども家 庭局子育て支援部子育て支援課】 3 ◇ 告 示 〇 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業 者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 5 ○ 指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介 護保険課】 6 ○ 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 7 ○ 利用料金の額の承認【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 1 1 告 ◇ 公 ○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 14

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

児童養護施設の措置児童等の扶養義務者等に係る施設措置費等の徴収額の算定に当たり、婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないものの取扱いについて、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの(一定の要件に該当する者に限る。以下同じ。)のうち、前年の合計所得金額が125万円以下であるものについては、地方税法上の寡婦又は寡夫とみなし、市町村民税非課税として取り扱うことにしました。
- 2 婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもののうち、前年の合計所得金額が125万円を超えるものについては、地方税法上の寡婦又は寡夫とみなし、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から一定の額を控除することにしました。

この規則は、児童養護施設等については平成30年7月1日から、障害児入 所施設等については同年9月1日から適用することにしました。 北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和元年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第17号

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

北九州市児童福祉措置費等徴収規則(昭和40年北九州市規則第71号)の 一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「(児童発達支援センター(法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。)への通所の措置を受けている者を含む。)」を削る。

第2条の2第1項中「(それぞれ児童発達支援センターへの通所の措置を除く。)」を削る。

別表第1の徴収額(月額)の欄中「児童発達支援センター、」を削り、同表の備考第10項中「(昭和40年法律第33号)」を削り、同項を同表の備考第11項とし、同表の備考第9項中「(昭和25年法律第226号)」を削り、同項を同表の備考第10項とし、同表の備考中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を削り、第5項を第7項とし、第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 措置児童等、助産の実施を受けている者若しくは母子保護の実施を受けている者の扶養義務者又は児童自立生活援助の実施を受けている者(以下この項において「扶養義務者等」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦(次項において「寡婦」という。)又は同条第1項第12号に規定する寡夫(次項において「寡夫」という。)とみなし、当該扶養義務者等の前年の合計所得金額(同条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、1月から6月までの間の利用においては、前々年の合計所得金額とする。以下この項において同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、当該扶養義務者等は、市町村民税非課税としてこの表を適用する。
 - (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第34号に規定する扶養親族をいう。以下この号及び次号において同じ。)その他その者と生計を一にする子(前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額が同法第86条第1項の規定により控除される額(以下

この項において「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者(同法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者をいう。)又は扶養親族である者を除く。以下この項において同じ。)に限る。)を有する者(次号に掲げる者を除く。)

- (2) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていない もののうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が50 0万円以下である者
- (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額が基礎控除額以下である子に限る。)を有し、前年の合計所得金額が500万円以下である者
- 3 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、同項の規定により 市町村民税非課税としてこの表の適用を受けないものについて、第10項の 所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金 額から、前項第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、同項 第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、第11項の 所得税の年額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得 金額から、前項第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、同 項第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

別表第2の備考中「第7項、第8項及び第10項」を「第8項、第9項及び 第11項」に、「第7項中」を「第8項中」に、「第8項中」を「第9項中」 に改める。

別表第3の備考第7項中「第7項から第10項まで」を「第8項から第11 項まで」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の備考第2項及び第3項の規定については、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、母子生活支援施設及び自立援助ホームに係る施設措置費等の徴収については平成30年7月1日から適用し、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(入所に限る。)に係る施設措置費等の徴収については同年9月1日から適用する。

北九州市告示第120号

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第78条、85条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和元年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名	指定年月
号			称	日
4 0 6 6	TLC訪問看護	北九州八幡東区	Tenda	令 和 元 年
6 9 0 6	ステーション	大蔵二丁目4番	r Lov	7 月 1 日
9 6		3 号	i n g C	
			o r p o r	
			a t i o n	
			株式会社	

2 居宅介護支援

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名	指定年月
号			称	日
4 0 7 0	あおぞらの里	北九州小倉南区	株式会社シ	令和元年
5 0 5 6	徳力ケアプラン	南方一丁目5番	ダー	7月1日
6 6	センター	9 号		

北九州市告示第121号

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、法第85条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 居宅介護支援

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名	廃止年月
号			称	日
4 0 7 0	パナソニック	北九州市戸畑区	パナソニッ	令 和 元 年
3 0 1 2	エイジフリーケ	菅原二丁目11	クエイジフ	6月30
2 3	アセンター北九	番 2 2 号	リー株式会	日
	州戸畑・ケアマ		社	
	ネジメント			

北九州市告示第122号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例(平成元年北九州市条例第8号) 第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管し たので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車 の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所 別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、令和元年10月22日及び同年12月30日から令和2年1月3日までの日は、返還事務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部道路維持課(電話 582-2274)

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車	移動し、	移動し、保	保管及び返還を行う
が放置されていた場所	保管した	管した年月	場所
	自転車の	日	
	台数		
JR門司駅周辺地区自転	1 台	令和元年6	北九州市門司区西海
車放置禁止区域		月10日	岸一丁目3番
JR門司港駅周辺地区自	1 台	令和元年6	西海岸自転車保管所
転車放置禁止区域		月10日	

JR小倉駅周辺地区自転	1 4 台	令和元年6	北九州市小倉北区青
車放置禁止区域		月11日	葉二丁目1番
	7 台	令和元年6	青葉自転車保管所
		月19日	
J R 西小倉駅周辺地区自	6 台	令和元年6	
転車放置禁止区域		月25日	
JR南小倉駅周辺地区自	4 台	令和元年6	北九州市小倉南区下
転車放置禁止区域		月 6 日	城野一丁目1番
小倉北区自転車放置禁止	1 台	令和元年6	下城野自転車保管所
区域外		月 4 日	
	2 台	令和元年6	
		月 6 日	
	6 台	令和元年6	
		月11日	
	3 台	令和元年6	
		月13日	
	4 台	令和元年6	
		月14日	
	1 台	令和元年6	
		月19日	
	2 台	令和元年6	
		月20日	
	3 台	令和元年6	
		月24日	
	2 台	令和元年6	
		月25日	
モノレール徳力嵐山口停	3 台	令和元年6	北九州市小倉南区八
留場周辺地区自転車放置		月20日	重洲町16番
禁止区域			八重洲自転車保管所
JR下曽根駅周辺地区自	5 台	令和元年6	
転車放置禁止区域		月14日	
JR朽網駅周辺地区自転	1台	令和元年6	
車放置禁止区域		月14日	

	I		1
小倉南区自転車放置禁止	7 台	令和元年6	北九州市小倉南区下
区域外		月6日	城野一丁目1番
	3 台	令和元年6	下城野自転車保管所
		月14日	
	3 台	令和元年6	
		月25日	
JR若松駅周辺地区自転	2 台	令和元年6	北九州市若松区響南
車放置禁止区域		月10日	町8番
若松区自転車放置禁止区	1 台	令和元年6	小石自転車保管所
域外		月3日	
	1台	令和元年6	
		月14日	
JR黒崎駅周辺地区自転	5 台	令和元年6	北九州市八幡西区築
車放置禁止区域		月12日	地町10番
			築地自転車保管所
JR折尾駅周辺地区自転	7 台	令和元年6	北九州市八幡西区長
車放置禁止区域		月18日	崎町2番
JR陣原駅周辺地区自転	5 台	令和元年6	長崎町自転車保管所
車放置禁止区域		月24日	
JR本城駅周辺地区自転	15台	令和元年6	
車放置禁止区域		月7日	
八幡西区自転車放置禁止	3 台	令和元年6	北九州市八幡西区築
区域外		月13日	地町10番
	2 台	令和元年6	築地自転車保管所
		月 2 6 日	
JR九州工大前駅周辺地	6 台	令和元年6	北九州市戸畑区三六
区自転車放置禁止区域		月13日	町13番
戸畑区自転車放置禁止区	3 台	令和元年6	三六自転車保管所
域外		月10日	
	2 台	令和元年6	
		月19日	

1 台	令和元年6
	月20日
1 台	令和元年6
	月25日

北九州市告示第123号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第4号)第6条第3項の規定により、指定管理施設の利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年北九州市規則第27号)第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

施設 の種 類		金額
管 児 所 設	北州立合育ン一九市総療セタ	児童福祉法(昭和2 2年法律第164号)第7条第2項に規 定する障害児入所支 援を受けた場合 第2項第1号に規定する障害児 入所医療(食事療養を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額及び同策を関するでは、の20第2項第1号に規定する障害児 入所医療(食事療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額及び同項のである。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例に
		障害者の日常生活及 で社会生活を総合的 に支援するための法 信事者総合支援法第29条第3項に規 定する厚生労働大臣が定める基準によ り算定した費用の額、同条第1項に規 定する特定費用の額として実費を勘案 第123号。以下「 障害者総合支援法」 という。)第5条第 6項に規定する療養 介護を受けた場合
		障害者総合支援法第 5条第8項に規定す 5条第8項に規定す 5短期入所を受けた 場合 診療を受けた場合 診療を受けた場合 に関する法律(昭和57年法律第70号)第71条第1項の規定に基づ を保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づ き厚生労働大臣が定める療養の給付に

児発支セタ童達援ンー	北州立合育ン一九市総療セタ	要する費用の額の算定方法(以下この 項に対していう。)びられて、 一方法という。である 一方法という。である 一方法という。である 一方法には 一方法の 一方法では 一方法では 一方法では 一方法では 一方法では 一方法では 一方法では 一方法でで 一方法で 一方法で 一方法で 一方法で 一方法で 一方法で 一方法
		開の額の算定方法の例により算定した額 障害者総合支援法第 2 9 条第 3 項に規 定する実生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第 1 項に 場合 関立る特定費用の額として実費を勘 案して市長が定める額 診療を受けた場合 健康保険法第 7 6 条第 2 項及び高齢者 の医療の確保に関する法律第 7 1 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣がの かる療養の給付に要する費用の領定方 という。)並びに健康保険法第 8 5 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に 関する法(以下この項において が定める類に関する場所の質定方 という。)並びに健康保険法第 8 5 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に 関する法律第 7 4 条第 2 項に規定する 厚生労働大臣が定める基準により算定
	北州立合育ン一部九市総療セタ西分	した費用の額。ただし、これにより難いときは、算定方法に準じて算定した額又は実費を勘案して市長が定める額 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定規定する厚生労働大臣が定める基準にする障害児通所支援より算定した費用の額、同条第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第21条の5の29第2項に規定する肢体不自由児通所医療(食事療養を除く。)につき健康保険の療養に要する費

所		用の額の算定方法の例により算定した 額
	診療を受けた場合	健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法(以下この項において「算定方法」という。)並びに健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定
		した費用の額。ただし、これにより難いときは、算定方法に準じて算定した 額又は実費を勘案して市長が定める額

北九州市公告第169号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和元年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区向洋町10番71から10番77まで、10番79及び 10番81から10番85まで	北九州市戸畑区飛幡町1番1号 日本製鉄株式会社 八幡製鉄所 八幡製鉄所長 谷 潤一
北九州市小倉南区大字曽根4303 番12、4303番13、4303 番15、4317番から4319番 まで、4320番1、4320番2 、4320番5及び4334番から 4336番まで	広島市西区大芝三丁目15番24 号 株式会社リョーキ 代表取締役 森川英樹